

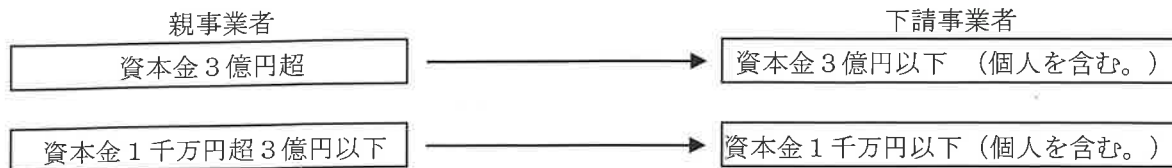
(2) 本法の概要

● 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

● 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

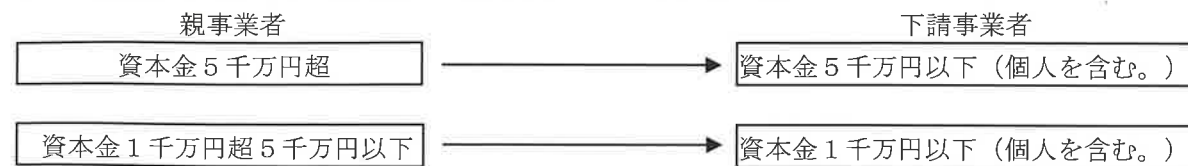
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）



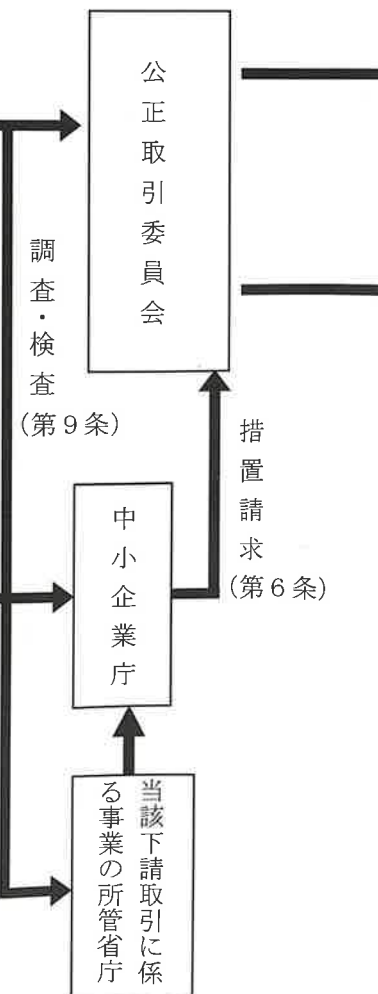
● 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）、禁止事項（第4条第1項、第2項）、調査権（第9条）、勧告（第7条）等

a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）



義務 (ア)、(イ) 違反

ア 違反したときは 50 万円以下の罰金（第10条）

禁止事項 (ア)～(ク) 違反

違反行為に対する勧告措置（第7条）

イ 下請事業者が被った不利益の原状回復措置

- (ア) 受領拒否…受領するよう勧告
- (イ) 支払遅延…支払うよう勧告
遅延利息（年 14.6%）を支払うよう勧告
- (ウ) 下請代金の減額…減じた額を支払うよう勧告
- (エ) 返品…返品したものを引き取るよう勧告
- (オ) 買ったたき…下請代金を引き上げるよう勧告
- (カ) 購入・利用強制…購入させた物を引き取るよう又は下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採るよう勧告
- (キ) 報復措置…不利益な取扱いをやめるよう勧告
- (ク) 早期決済
- (ケ) 割引困難な手形
- (コ) 不当な利益の提供要請
- (ク) 不当なやり直し等

下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採るよう勧告

ウ その他必要な措置（例）

- 本法遵法管理体制を確立するよう勧告
- 本法遵守マニュアルの作成及び社内に周知徹底するよう勧告